平成２２年（フ）第２５５２号
東京都葛飾区高砂２丁目２－３
債務者　古澤　寿恵（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５５３号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目13―16―201
債務者　小島　孝恵
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５６６号
東京都品川区大井４丁目６－６　望月方201
債務者　田村　賢一
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５６７号
東京都文京区千駄木４丁目15―２―404
債務者　林　　一夫
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５８４号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1625―101
債務者　荒川　華代（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５９１号
東京都狛江市西野川２丁目29―37―105
債務者　山下　斐子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５９４号
東京都練馬区三原台３丁目21―２
債務者　黒田　崇徳
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５９５号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目３―14―303
債務者　佐々木直人
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５９８号
東京都板橋区双葉町９－３
債務者　宮本　茂美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６００号
東京都荒川区東尾久６丁目42―９―202
債務者　松田　優子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６２２号
神奈川県横浜市都筑区早渕３丁目34―30―Ａ
債務者　長澤　功一
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６３４号
東京都杉並区井草５丁目６－８―103
債務者　田川　智浩
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６４０号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目191―11―Ａ―102
債務者　田端　正人
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６４５号
東京都足立区伊興２丁目13―15―105
債務者　齋藤　正明
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６４７号
埼玉県比企郡ときがわ町大字五明780―５
債務者　岩田まり子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部